

令和 5 年度

第 4 回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 : 令和 5 年 8 月 14 日 (月) 16 : 00～

場 所 : 那覇第二地方合同庁舎 1 号館 共用大会議室 (2 階)

議事次第

- 1 特定(産業別)最低賃金の必要性の検討結果等について
- 2 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性について (答申)
- 3 沖縄県最低賃金の改正決定について
 - (1) 専門部会報告
 - (2) 答申
- 4 その他

令和 5 年度第 4 回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- 1 沖縄県新聞業最低賃金外 3 業種の特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（報告書）㊤ P 1 ～P 2

写

沖地最審小第3号
令和5年8月9日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会
委員長 島袋 秀勝

沖縄県新聞業最低賃金外3業種の特定（産業別）最低賃金改正
決定の必要性の有無について（報告書）

当委員会は、令和5年7月31日に、沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定（産業別）最低賃金については、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達しなかったことを報告する。

なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

沖縄県新聞業最低賃金
沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金
沖縄県各種商品小売業最低賃金
沖縄県糖類製造業最低賃金

公 益 代 表 委 員

委員長	島袋	秀勝
委員長代理	西村	オリエ
	岩橋	培樹

弁 護 士

弁 護 士

琉球大学国際地域創造学部教授

労 働 者 代 表 委 員

石川	修治
知花	優
野原	陽子

連合沖縄副事務局長

連合沖縄事務局長

イオン琉球労働組合執行委員長

使 用 者 代 表 委 員

田端	一雄
比嘉	華奈江
福地	敦士

沖縄県経営者協会専務理事

株式会社Life is Love 代表取締役

那覇商工会議所事務局長

令和 5 年度第 4 回沖縄地方最低賃金審議会追加資料一覧

- 1 沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書



沖地最審専第5号
令和5年8月14日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
部会長 島袋 秀勝

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったので別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長	島袋 秀勝
部会長代理	上江洲 純子
	城間 貞

弁護士
沖縄国際大学法学部教授
公認会計士

労働者代表委員

石川 修治
喜納 浩信
照喜名 朝和

連合沖縄副事務局長
U Aゼンセン沖縄県支部長
沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長

使用者代表委員

親川 進
佐久本 和代
田端 一雄

沖縄県商工会連合会専務理事
沖縄県中小企業団体中央会総務部長
兼総務課長
沖縄県経営者協会専務理事

審 議 経 過

- 1 第1回専門部会（令和5年7月20日）
 - ・ 部会長、部会長代理の選出、運営規程案について
 - ・ 事業場実地視察の実施の有無、及び関係参考人（労・使）の意見聴取の方法決定
 - ・ 今後の審議日程について
- 2 第2回専門部会（令和5年7月25日、27日）
 - ・ 事業場実地視察【3事業場（飲食業、旅館・ホテル業、クリーニング業）】
- 3 第3回専門部会（令和5年7月31日）
 - ・ 参考人意見聴取（労側2名、使側1名）
 - ・ 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果
- 4 第4回専門部会（令和5年8月3日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853 円を 47 円引上げ 900 円
 - 使側提示 853 円を 20 円引上げ 873 円
- 5 第5回専門部会（令和5年8月7日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853 円を 47 円引上げ 900 円
 - 使側提示 853 円を 33 円引上げ 886 円
- 6 第6回専門部会（令和5年8月9日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853 円を 43 円引上げ 896 円
 - 使側提示 853 円を 38 円引上げ 891 円
- 7 第7回専門部会（令和5年8月14日）
 - ・ 改正額の提示・調整
 - 労側提示 853 円を 43 円引上げ 896 円
 - 使側提示 853 円を 38 円引上げ 891 円
 - ・ 全会一致に至らなかったため労側、使側の提示額について採決
 - 896 円について賛成 5 名
 - 891 円について賛成 3 名

- ・別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

別添

(1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。

(2) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続きの簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。

さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

(3) ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の43円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。

その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。

(案)

沖地最審第3号
令和5年8月14日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問があった下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、必要性有との結論に達しなかった旨答申する。

記

沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）
沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）
沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）
沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）



沖地最審第3号
令和5年8月14日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問があった下記の特定制（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、必要性有との結論に達しなかった旨答申する。

記

沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号）
沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号）
沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号）
沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号）

(案)

沖 地 最 審 第 5 号
令和5年8月14日

沖縄労働局長
西 川 昌 登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島 袋 秀 勝

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け沖労発基 0703 第1号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和3年10月8日発効の沖縄県最低賃金（時間額 820 円）は令和3年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業環境を踏まえ、特に中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、国等に対して実効性のある支援の継続と施策の実施を早急にさせていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

(案)

(別紙 1)

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 8 9 6 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 820 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 8 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,676 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

$820 \text{ 円（沖縄県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \times 0.816$
 $\text{（可処分所得の総所得に対する比率（※））} = 116,293 \text{ 円}$

（※） 令和 5 年 7 月 12 日、中央最低賃金審議会の「令和 5 年度第 2 回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

(1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。

(2) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続きの簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。

さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

(3) ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の43円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。

その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。



沖 地 最 審 第 5 号
令和 5 年 8 月 14 日

沖縄労働局長
西 川 昌 登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 島 袋 秀 勝

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 7 月 3 日付け沖労発基 0703 第 1 号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 3 年 10 月 8 日発効の沖縄県最低賃金（時間額 820 円）は令和 3 年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業環境を踏まえ、特に中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、国等に対して実効性のある支援と施策の実施を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 8 9 6 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 820 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 8 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準 (令和 3 年度)
生活扶助基準(第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (94,676 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (註) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

$820 \text{ 円 (沖縄県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \times 0.816$
(可処分所得の総所得に対する比率 (※)) = 116,293 円

(※) 令和 5 年 7 月 12 日、中央最低賃金審議会の「令和 5 年度第 2 回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

(1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる強化を図ること。

(2) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、手続きの簡素化、使い勝手の向上等、より一層の実効性ある支援の拡充を行うこと。

特に、沖縄県内の中小企業、小規模事業者が厳しい経営環境にある実態に鑑み、要件緩和や重点的な配分等の支援を行うことを要望する。

さらに、業務改善助成金の利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

(3) ビルメンテナンス等の公共調達において、昨年の答申の附帯決議で要望したところであるが、十分な改善が行われたとは言い難い状況にあるとの意見を伺っているところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の43円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議すること。

その際には、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。